

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成29年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成28年12月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

ぶれパママ講座委託

(2) 実施場所

世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」(オリオン)

世田谷区太子堂2-16-7(三軒茶屋分庁舎5階)

北沢区民会館別館「梅丘パークホール」

世田谷区松原6-4-1

玉川区民会館(集会室1・2)

世田谷区等々力3-4-1

砧区民会館「成城ホール」(集会室C・D)

世田谷区成城6-2-1

烏山区民センター(集会室)

世田谷区南烏山6-2-19

(3) 実施回数 67回程度

(4) 対象 原則として、世田谷区内在住の妊娠20週以降の妊婦及びそのパートナー等

(5) 定員 各回すべて30組60名程度

(6) 履行期間(予定)

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

(7) 業務内容

本委託は、休日に開催する両親学級事業を「ぶれパママ講座」として

委託するもので、受託者は次の業務を行うこととする。

申し込みの受付

受講者の決定及び申し込み結果の通知

会場及び使用物品の準備

両親学級事業の実施（講座時間：1回につき2時間程度）

後片付け

事業結果報告書（申し込み受付状況、アンケートの集計を含む）の作成
実施計画・改善点の提案・実施

2 参加資格

申し込み時点において、当事業の運営が可能な社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等で、次の各事項をすべて満たしたものであるとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (4) 法人税、法人事業税及び法人特別税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務内容に対する理解度
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務内容に対する企画提案内容の適正性・実現性
- (4) 業務運営に対する危機管理等の体制及び意識
- (5) 見積もり内容の妥当性

5 手続き方法等について

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成28年12月8日(木)～12月21日(水)

土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。

交付場所及び方法

世田谷区ホームページからダウンロードまたは後述の項目「7 担当部課」に記載の世田谷保健所健康推進課窓口で配布

(2) 参加表明書、入札参加資格受付票(写し)の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成28年12月21日(水) 午後5時まで(必着)

提出先 後述の項目「7 担当部課」に記載の世田谷保健所健康推進課窓口

提出方法 持参に限る

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

提出期限 平成29年1月27日(金) 午後5時まで(必着)

提出先 後述の項目「7 担当部課」に記載の世田谷保健所健康推進課窓口

提出部数 正本1部、副本10部

提出方法 持参に限る

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提案書の提出後に前述の項目「2 参加資格」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

後述の項目「7 担当部課」に記載の世田谷保健所健康推進課窓口

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(11) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 無

- (1 2) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (1 3) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (1 4) 詳細は説明書による。

7 担当部課

世田谷区 世田谷保健所 健康推進課 ころと体の健康担当
(世田谷区役所第2庁舎1階2番窓口)

担当 澤中、増淵、遠藤

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 22 - 35

電話 03 - 5432 - 2446

FAX 03 - 5432 - 3022

E-mail : SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp